

(資金移動業者に関する内閣府令の一部改正)

資金移動業者に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第四号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第八号、別紙様式第九号、別紙様式第九号の八及び別紙様式第九号の九中「~~五~~」を削る。

別紙様式第十七号第一面の表記載上の注意中「~~第五条の二第五項~~」を「~~第五條の二第五項~~」に改める。

別紙様式第十九号第一面及び別紙様式第二十号第一面中「~~第五項~~」を「~~第五條(五)第五項~~」に改める。